

ソフトウェア資産管理基準

Ver.1.0

平成14年10月30日

ソフトウェア資産管理コンソーシアム

「ソフトウェア資産管理基準」の免責および使用制限事項について

免責事項：

ソフトウェア資産管理コンソーシアム及びソフトウェア資産管理コンソーシアム参加メンバーは、以下の各事項について何ら保証するものではなく、「ソフトウェア資産管理基準」を使用した結果について、ソフトウェア資産管理コンソーシアム及びソフトウェア資産管理コンソーシアム参加メンバーは、当該利用者及びその組織に対し、直接間接を問わず、何らの責任も負担するものではありません。

- 1) 「ソフトウェア資産管理基準」に準拠する場合であっても、使用しているソフトウェアに関する著作権、著作者人格権、著作隣接権等を侵害していないこと及び著作権法等の関連する法律についての遵守を保証するものではなく、また係る使用許諾契約等の遵守を保証するものではありません。
- 2) 「ソフトウェア資産管理基準」に準拠する場合であっても、税法その他の関連法律の遵守を保証するものではありません。
- 3) 「ソフトウェア資産管理基準」の名称、内容又はその実施が、第三者の著作権・商標権・特許権・実用新案権その他知的財産権を侵害しないこと及び不正競争防止法等関連法規に抵触しないことを保証するものではありません。

使用制限：

「ソフトウェア資産管理基準」については、以下の場合を除き無償で利用することができます。

- 1) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の一部を組織外に配布・交付・提供・送付する場合
- 2) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の一部を組織外に配布・交付・提供・送付するために複製をする場合
- 3) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の全部又は一部を有償で配布・交付・提供・送付する場合
- 4) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の全部又は一部を外国語に翻訳する場合
- 5) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の全部又は一部を翻案又は改変する場合
- 6) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の全部又は一部を出版し、又は出版物の添付品または付録として配布・交付・提供・送付する場合
- 7) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の全部又は一部を組織外へ公衆送信又はアップロードする場合
- 8) 「ソフトウェア資産管理基準」及びその複製物の一部を組織内で公衆送信又はアップロードする場合

はじめに

1. ソフトウェア資産管理コンソーシアム

ソフトウェア資産管理コンソーシアムは、日本社会におけるソフトウェア資産管理に関する種々の問題や混乱を整理し、組織におけるより健全なIT環境充実のためのソフトウェア資産管理を普及させることを目的として、平成14年5月20日に発足した。ソフトウェア資産管理基準の作成時点では、以下の企業および団体がソフトウェア資産管理コンソーシアムに参加している。

ソフトウェア資産管理基準作成時のコンソーシアム参加企業・団体

(平成14年10月30日現在)

朝日監査法人
アドビシステムズ株式会社
株式会社アルゴ21
イー・スリー・ネットワークス株式会社
ウチダスペクトラム株式会社
NEC
NECソフトウェア中部
NECソフト
クオリティ株式会社
KPMG ビジネスアシュアランス株式会社
株式会社コア
JAL インフォテック株式会社
新日本E&Yリスク・マネジメント株式会社
株式会社ソリトンシステムズ
ダイヤモンドレンタルシステム株式会社
監査法人トーマツ
特定非営利活動法人 日本システム監査人協会
株式会社ハンモック
株式会社日立情報システムズ
株式会社日立製作所
富士通株式会社
富士通サポートアンドサービス株式会社
富士電機総設株式会社
株式会社ブロード
マイクロソフト株式会社
ライセンスオンライン株式会社
株式会社ライトウェル

(50音順)

2 . ソフトウェア資産管理の考え方

ソフトウェア資産管理は、組織におけるソフトウェア資産の保有状況とソフトウェアの使用状況を関連付けて管理することを意味するが、ソフトウェア資産が無形物であるために、有形物のようにソフトウェア資産を管理することは当然できない。無形物のソフトウェア資産を正しく管理するためには、ソフトウェア資産の範疇に含まれないものの管理も深く関わってくる。特に、ソフトウェアのインストール先でもあり使用環境でもあるコンピュータの管理は、ソフトウェア資産管理には欠かすことができない。

無形物が絡むソフトウェア資産の管理は簡単には行なえず、管理体制の整備や運用など、組織にとっての負荷が増加することは否めない。ここでは、負荷の多いソフトウェア資産管理をなぜ実施しなければならないのかという、管理を行う意義と目的について説明する。

一般に、組織が成長して従業員が増加すれば、従業員の管理や設備についての管理負担は成長以前よりも増加する。従業員や設備という資源（リソース）を広義に組織の資産¹と考えると、組織の資産増加は、資産管理負担の増加となる。いかなる資産も管理しなければ効率的に活用できないからである。これは逃れることができない宿命のようなものである。

いわゆる情報技術（以下 IT）は、組織活動の効率化を促進して組織の生産性を向上させるためのものである。組織の IT 化を図るということは、コンピュータやソフトウェアを業務プロセスの一部として取り込んでいくことであるが、一般業務以外にも管理業務の IT 化により効率化が図れることから、IT 化により発生する IT 自身の管理を正しく理解できないケースが出てきている。組織が保有する資産²が増大すれば管理負担が増大するという法則は、IT 資産についても成り立つ。これは、IT が管理不要とする夢の技術でないことを意味するものであるが、IT の優れた面は、IT 資産の管理を IT により大きく効率化できるという一面である。その観点では、IT は夢に近づいた技術であるといえる。

組織に IT が導入されていくと利便性と生産性が向上する一方で、ウィルスやハッキングなど今までに存在しなかった問題に対処するための管理も必要となってくる。このことも含め、コンピュータやソフトウェア資産など IT を構成する要素の管理は本質的に必要であり、避けて通ることができないものなのである。

さて、IT を構成する要素の管理を「IT 管理」とした場合に、IT 管理が単に「組織の保有する IT 資産の管理」ではないことは明らかである。保有状況を台帳に記入し、定期的に棚卸をすれば管理が成り立つというものではなく、恒常的にその運用状況を管理することで有

¹ ここでいう「資産」は、会計上の狭義の「資産」を意味するものではない。リースなどの場合に、会計上の資産とされないものであっても、現に組織内に存在し機能しているものについては、その所在等についての管理が必要になる。その意味では「資源」（リソース）に近い概念である。

効化を図ることが IT 化の目的だからである。IT 資産の中でも大きな割合をしめるソフトウェア資産についても同じことが言える。ソフトウェア資産管理は、単に「組織が保有するソフトウェア資産」を台帳記入し、定期的な棚卸をすれば完了するというものではなく、業務プロセスの一部としても見なければならない。

ソフトウェア資産管理は、単にソフトウェアベンダーからの権利執行を逃れるための手段という目的のためではなく、組織における IT 利用の恩恵を最大化するためのものもある。

なお、以下の企業より、ソフトウェアのユーザ企業としてソフトウェア資産管理基準についての意見をいただいている。

サイバネットシステム株式会社

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

富士電機株式会社

株式会社三菱電機ビジネスシステム

他 1 社

(敬称略、50 音順)

目次

ソフトウェア資産管理基準

. ソフトウェア資産管理基準について

1. 経緯

昨今、企業等の組織を取巻く環境は大きく変化していっている。特にIT分野においては、PCの普及率の上昇、ネットワーク化、オープン化等、その進展は目覚しいものがある。ハードウェアの低価格化、ビジネスや業務のシステム化の推進に伴い、ソフトウェアへの投資も増加し、組織におけるソフトウェアの重要性が高まっている。

そうした中、企業等の組織内でのソフトウェアの違法コピーに関する訴訟事件等により、官公庁、学校をはじめ企業等の組織ではソフトウェア資産管理への関心が高まっている。

しかしながら、ソフトウェア資産管理の現状を見ると、一部の先進的な組織では、それぞれ独自の基準を持ちソフトウェア資産管理に取り組んでいるものの、多くの組織では必ずしも適切な管理が普及している状況はない。ソフトウェア資産管理の普及しない要因の一つとして、ソフトウェア資産についての管理手法が十分に確立されていないという点が挙げられる。すなわち、管理手法が統一されていない現状では、ソフトウェア資産管理を実施しようとすると、独自に試行錯誤を繰り返し、模索しながら管理体制を整備しなければならず、組織への大きな負担を強いている。

そこで、ソフトウェア資産管理を実施しようとする組織が、どのような管理を行うべきかを考えるときの指針として、ソフトウェア資産管理基準（以下「本管理基準」という）を策定することとしたものである。

2. ソフトウェア資産管理の必要性と目的

IT化の進展に伴いソフトウェア資産は、組織のビジネスや業務に必要不可欠の物となつてあり、適切な管理を行なわなければビジネスや業務へ大きな影響を受ける可能性がある。すなわち、組織においては、ソフトウェア資産に関連し、多くのリスク要因が内在しているといえる。具体的には、次のようなリスクが想定されるところである。

- アカウンタビリティ（説明責任）を果たせなくなってしまう。
- 著作権違反により提訴されるなどの法的問題が発生し、賠償等損害が発生する。
- 法的問題発生により、社会的信用を失う。
- 非効率あるいは過剰なライセンスの購入による余分な費用負担が発生する。
- ソフトウェア利用についての適切なサービス提供が維持できない。
- 不適切なバージョンや設定のソフトウェアを利用することによりセキュリティ上の問題が発生する。

従って、組織においてはこうしたリスクに対処するため、様々な観点からソフトウェア資産管理を実施する必要がある。各組織における管理目的は独自の要因により検討されるべき

ものであるが、本管理基準においては、一般的に想定される上記リスク要因を踏まえ、以下の観点から基準を策定している。

管理目的

- アカウンタビリティ（説明責任）
- 法的リスクの回避
- セキュリティ上の問題への対処
- T C O¹の削減

3 . 管理基準の体系

本管理基準は、以下の11の管理領域からなっている。当該領域は、ソフトウェア資産管理に必要となる管理目標に基づき分類されたものであり、各領域に各々1つの管理目標が割り当てられている。

- 1 . 方針 ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備
- 2 . 体制 ソフトウェア資産管理体制の整備
- 3 . 所有 所有ライセンスの把握
- 4 . 導入 導入ソフトウェアの把握
- 5 . 証明 所有ライセンスの証明
- 6 . 認識 ソフトウェア不正使用は不法行為であるとの認識
- 7 . 理解 ライセンス内容の理解
- 8 . 環境 不正を犯しにくい環境
- 9 . 購込 購入コストの削減
- 10 . 管理 管理の効率化、コストの削減
- 11 . セキュリティ セキュリティ上の配慮

4 . 管理基準の構成

管理基準は、管理目標、管理要件及び管理項目から構成されている。

(1)管理目標

管理目標は、ソフトウェア資産管理を行なうために何を行なわなければならないかという、ソフトウェア資産管理を実現するために基本となる要因である。すなわち、適切なソフトウェア資産管理を行なうためには、この管理目標が実現されなければならない。

¹ TCO (Total Cost of Ownership) : システムのライフサイクルを通して、購入・導入・維持管理・廃棄等まで含めた、システムを保有するためにかかる総費用のことを行う。

(2)管理要件

管理要件は、管理目標を達成するために必要な事項であり、この管理要件の全てが満たされることにより、初めて管理目標が達成されているといえるものである。各管理要件がどの領域に属しているかは、**方針1**、**方針2**、**体制1**、**体制2**等の表示によって知ることができる。

(3)管理項目

管理項目は、各管理要件を満たすための具体的な管理内容である。ここでは、管理要件を満たすために一般的に実施されるべきベストプラクティスが記載されている。管理要件を満たすための実現方法としては様々なものが存在すると考えられ、どれを適用するかは、各組織によって選択されるべきものである。本管理基準においては、一般的に想定される標準的な組織において実施されるべき実施内容を記述している。

(4)管理目的との関連

本管理基準では、前述の4つの管理目的を想定しており、管理目標、管理要件及び管理項目は、管理目的を実現するために設定されているが、それぞれの管理目的と直接的に関連しているもの、副次的に関連するもの及び関連しないものがある。このため、本管理基準では管理項目と管理目的の関連が示されている。従って、特定の管理目的を想定してソフトウェア資産管理を実施する場合には、目的と関連した事項に基づき管理体制を構築すればいいといえる。

5 . 管理基準の利用にあたっての考え方

(1)リスクとコントロールのバランス

本管理基準では、どのようなソフトウェア資産管理を行なうべきかという指針としての枠組みを提供しているが、ソフトウェア資産管理の具体的な内容、レベルについては、各組織における状況に応じ、各組織で決める必要がある。具体的な内容、レベルは、組織の規模、ソフトウェア利用の複雑性、組織の方針等様々な要因から決定されるものと考えられるが、基本的には、組織におけるリスクとコントロールのバランスを考慮し、当該組織において最も適切なソフトウェア資産管理を実現しなければならない。

(2)目的への対応

本管理基準では、アカウンタビリティ、法的リスクの回避、セキュリティ上の問題への対処及びT C Oの削減といった4つの目的を想定しているが、組織によってソフトウェア資産管理の必要性及び目的も異なってくるものといえる。従って、組織が本管理基準で対象としている目的以外を独自に想定している場合には、当該目的に応じて基準を修正して適用する必要がある。

(3)管理項目は、組織ごとの対応

前述の通り、本管理基準では、管理項目としては一般的に想定される標準的な組織において実施されるべきベストプラクティスを記述している。従って、この管理項目が実施されなければ、管理要件は満たされているといえるが、これに限るものではない、他の合理的な方法により実現されれば、適切な管理が行なわれているといえる。ただし、管理目標及び管理要件はソフトウェア資産管理を実現するために必要な事項であり、ソフトウェア資産管理の目的を実現するために必ず満たしていかなければならない。

以上の点から、各組織において、具体的な管理項目を決定する場合には、少なくとも次のような点を検討しておく必要がある。

- 本管理基準の管理項目が組織において適合するか。
- 本管理基準の管理項目が実現可能か、また、合理的か。
- 他の代替手段はあるか、当該代替手段で管理要件が満たされているか。

(4)管理体制整備の重要性

ソフトウェア資産管理では、不正コピーが発生しないようにという観点から、実態面の把握を行なっていればよいものと理解されてしまう傾向にある。しかしながら、本来、ソフトウェア資産管理を実施する目的には様々なものがあり、いかに効果的、効率的に管理を実施していくかということが、適切なソフトウェア資産管理を実現する上での重要な要素となる。すなわち、実態の把握という結果重視の管理ではなく、プロセス重視の管理が求められるのである。

いかなる管理においても、問題が発生しにくく、また、発生しても自浄する作用を備えた管理体制そのものの質が大きな成功要因となるからである。従って、ソフトウェア資産管理においては、管理の基本機能としての、抑止・予防・発見・訂正の各機能を効果的に配分した管理体制の確立が必要となる。

(5)管理基準で対象とするソフトウェア資産

ソフトウェア資産には、自社で開発したソフトウェア資産、外部から購入したソフトウェア資産、あるいは、自社で使用するソフトウェア資産、外部に販売するためのソフトウェア資産等様々なもののが存在するが、本管理基準で対象とするソフトウェアは、使用権として提供され自社で使用するためのソフトウェア資産である。当該ソフトウェアは、PCで使用するか、ホストコンピュータ・サーバ等で使用するかを問わない。

また、現状の管理基準では、自社で開発する場合の開発フェーズについては、範囲に含めていない。

(6)ソフトウェア資産管理の前提としてのハードウェア管理

ソフトウェアは、その性質から、ハードウェア上での稼動が前提となっている。このため、ソフトウェアの利用状態を適切に管理するためには、ハードウェアの管理が必要となる。

本来、ハードウェア管理はソフトウェア資産管理とは別の管理領域として存在するもので

あるが、本管理基準では、ハードウェア管理に関する事項のうち、特にソフトウェア資産管理を行なう上で必須と考えられる事項について、範囲として含めている。

ただし、当該項目については、ソフトウェア資産管理として実施するということではなく、ソフトウェア資産管理を適切に実施するためハードウェア管理の中で確実に実現しておく必要があるということを意味している。

6 . 策定・改訂履歴

平成14年10月30日 ソフトウェア資産管理基準 Ver.1.0 策定

. ソフトウェア資産管理基準

1. 方針 ソフトウェア資産管理の方針・規程の整備

[管理目標]

- 自組織に適したソフトウェア資産管理の方針・規程等が作成され、遵守されていること

統制の取れた管理を行うために、ソフトウェア資産管理の方針・規程等を作成し遵守させる。方針・規程などに基づいた管理が実施されていないと、場当たり的な管理となってしまい、適切な管理レベルを維持することが困難となる。

管理要件	方針 1	管理項目			
		アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCO の削減	セキュリティ
	全体方針、規程、手続が明確になっており、遵守されていること				
	ソフトウェア資産管理の方針・規程等が作成されており、遵守している				
	方針は経営者により承認されている				
	管理手續が整備されており、遵守している				

管理目的との関連	アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCO の削減	セキュリティ

管理要件	方針 2	管理項目			
		定期的あるいは重要な変更に合わせて、方針・規程等の見直しが行われている			
		定期的あるいは重要な変更に合わせて、方針・規程等の見直しが行われている			
		方針・規程等を整備・見直しする責任者が明確に定められている			

管理要件	方針 3	管理項目			
		ソフトウェア資産についてのリスク管理がされていること			
		ソフトウェア資産に関するリスクを分析・評価している			
		リスク分析・評価の結果を、ソフトウェア資産管理に反映している			

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

2. 体制 ソフトウェア資産管理体制の整備

[管理目標]

- 体制が整備されていること

適切かつ効率的な管理を実施するために、管理体制、教育体制、監査体制を整備する。
体制が整備されていないと、責任の所在が曖昧となり作業および報告がスムーズに行なわれず、適切な管理レベルを維持することが困難となる。

管理要件	体制 1 管理体制が整備されていること	管理目的との関連			
		アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ
	ソフトウェア資産管理責任者を定めている				
	ソフトウェア資産管理についての担当部署を定めている				
	事業所等で分散管理されている場合、事業所を取りまとめる管理部署及び全体を統括する部署を定め、当該部署により組織全体を統括管理している				
	各現場でのソフトウェア資産管理担当者を定めている				
	ソフトウェア資産管理の責任者、管理者、担当者について、役割、職務内容を明確に定めている				
	報告・連絡体制が整備されている				

管理要件	体制 2 教育体制が整備されていること	管理目的			
		アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ
	ソフトウェア資産管理についての教育責任者を定めている				
	ソフトウェア資産管理について、管理担当者への教育を実施している				
	ソフトウェア使用について、ユーザへの教育を実施している				

管理要件	体制 3 監査体制が整備されていること	管理目的			
		アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ
	ソフトウェア資産管理が内部監査の対象となっており、内部監査を実施している				
	必要に応じ外部監査を実施している				

: 管理項目が貢献する管理の目的
: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

3. **所有** 所有ライセンスの把握

[管理目標]

- 所有ライセンスの種類・数量が把握されていること

組織の重要な資産として所有しているライセンスを把握・管理し、アカウンタビリティを確保する。所有ライセンスの種類・数量が把握されていないと、所有しているソフトウェア資産の現状を把握できず、適切なソフトウェア資産の配分が困難となる。特にソフトウェア資産は目に見えない無形物であるため、所有状況を把握していないと購入したライセンスを有効活用できない。

管理要件		管理項目				管理目的との関連
	所有 1					
		個々のライセンスおよび製品（バージョン別）と数量を把握している				アカウンタビリティ
		個々のライセンスごとの管理を実施している				法的リスクの回避
		アップグレードライセンスとアップグレード元がひもづけされている				TCO の削減
		会計記録との連動が考慮されている				セキュリティ
		ライセンスの内容に応じた関連情報を把握している。（例えば、同時使用ライセンスの使用が許可されている同時使用ユーザ数、プロセッサライセンスの使用が許可されている CPU 数など）				

管理要件		管理項目				
	所有 2					
		所有ライセンスの増加が把握できる増加明細がある				
		所有ライセンスの減少が把握できる減少明細がある				
		ライセンスの異動明細がある				
		所有ライセンスの残高数量を把握している				

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

² 異動：本管理基準において、異動とは管理対象物の状態（ステータス）の変化をいう。ロケーション管理のある場合、対象物の移動・移管といった意味を含む。

管理要件	所有3	管理項目			
		アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ
<正確性・網羅性>					
所有ライセンスの増減の記録とライセンス証書を照合している					
所有ライセンスを証明するものの棚卸結果と台帳を照合している					
事業所等で分散管理されている場合、事業所の記録と全体の記録を照合している					
監査を実施している					
<適時性>					
適時 ⁴ に記録されている					
使用条件等により購入時のハードウェアと一体化したソフトウェアライセンスは、ハードウェア廃棄と同時にライセンスも廃棄されている					
使用期限付きのライセンスについて、使用期限が記録されており、期限が切れたソフトウェアを使用していない					
ボリュームライセンス等のインストール後発注可能なライセンスについて、適時に発注している					
<妥当性>					
ライセンスの異動の発生について責任者による承認をおこなっている					
台帳等の記録内容が責任者により承認されている					
ライセンスの異動内容が事実に基づいた妥当なものであるかについてチェックされる体制となっている					

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

³ 記録：本管理基準において、記録とは対象物を管理するために必要な情報が記載されたもの、すなわち、台帳、申請書、伝票等のことをいう。記録されているとは、必要とされるすべての情報が速やかに抽出できるように整理されている状態を意味し、必ずしもすべての情報を1ヶ所に置く、あるいは、特定の情報を直接記載することを必要としない。また、複数の情報を関連づけることにより、把握可能となる場合、これにより十分な記録となり得る。

⁴ 適時：本管理基準において、適時とは方針及び管理の目的に従い適した時ということを意味する。最新の状態を常に参照する必要がある場合にはリアルタイム性が要求され、また、月次の報告のみに利用されるものであれば月次処理も可能である。

4. 導入

導入⁵ソフトウェアの把握

[管理目標]

- どのハードウェアにどのソフトウェアがインストールされているか、また、そのソフトウェアがどのライセンスに基づいているか把握されていること

組織の重要な資産としてソフトウェア資産の利用状況を把握・管理し、アカウントビリティを確保する。インストールされたソフトウェアとその元となるライセンスが把握されていないと、ライセンスの利用状況が把握できず、適切なソフトウェア資産の配分が困難となる。ソフトウェアの使用は原則としてライセンスの裏付けが必要となるため、当該状況の特定時点のものとして把握することが可能でなければならない。

管理目的との関連					
管理要件	導入1 インストール先ハードウェア、インストールされているソフトウェア、利用されているライセンスについて、必要な項目・内容が把握されていること	アカウントビリティ	法的リスクの回避	「COの削減	セキュリティ
	ハードウェアごとにインストールされたソフトウェアを把握している				
	インストールされたソフトウェアと所有ライセンスがひもづけされている				
	ライセンスされたソフトウェアの個人使用を記録している				
	個人所有のライセンスが組織で利用されている場合、所有者を記録している				
	ライセンスの内容に応じた関連情報を把握している。（例えば、同時使用ライセンスについてはサーバにセットされた同時使用ユーザ数、プロセッサライセンスについてはハードウェアのCPU数、ユーザを特定するユーザライセンス方式では使用ユーザ名など）				

管理要件	導入2 インストール、アンインストールの実績が把握されていること	管理項目
	インストールの記録がある	
	ダウングレードの記録がある	
	アンインストールの記録がある	
	特定時点のインストールされている製品（バージョン別）と数を把握している	

: 管理項目が貢献する管理の目的
 : 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

⁵ 導入：本管理基準において、導入とはライセンスに基づいたソフトウェアのインストールを行うことを意味する。

		管理目的との関連								
管理要件	導入 3	インストールの記録を作成していくための体制及び仕組みが整備されていること	アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCO の削減	セキュリティ				
管 理 項 目										
<正確性・網羅性>										
ハードウェアにインストールされているソフトウェアの棚卸結果と台帳を照合している										
事業所等で分散管理されている場合、事業所の記録と全体の記録を照合している										
監査を実施している										
<適時性>										
適時に記録されている										
<妥当性>										
責任者がインストール、アンインストールに関わる作業の発生について承認している										
利用されているライセンス数（インストールされたソフトウェアの元となるライセンスの数）が所有ライセンス数内であることを確認している										
台帳が責任者により承認されている										
管理要件	導入 4	ハードウェアについて、ハードウェアの内容、設置場所など必要な項目・内容が把握されていること								
管 理 項 目										
個々のハードウェア毎にハードウェアの内容及び設置場所を把握している										
管理要件	導入 5	ハードウェアの増減、異動、残高が把握されていること								
管 理 項 目										
ハードウェアの増加が把握できる増加明細がある										
ハードウェアの減少が把握できる減少明細がある										
ハードウェアの設置場所の変更が把握できる異動明細がある										
ハードウェアの残高を把握している										

: 管理項目が貢献する管理の目的
 : 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

管理目的との関連			
管理要件	導入 6	ハードウェアの記録を作成していくための体制及び仕組みが整備されていること	アカウンタビリティ 法的リスクの回避 TCOの削減 セキュリティ
管 理 項 目			
<正確性・網羅性>		ハードウェア増減時、記録と実物を照合している ハードウェアの棚卸結果と台帳を照合している 事業所等で分散管理されている場合、事業所の記録と全体の記録を照合している	
<適時性>		適時に記録されている	
<妥当性>		ハードウェアの異動の発生について責任者による承認がおこなわれている 台帳等の記録内容が責任者により承認されている	

: 管理項目が貢献する管理の目的
 : 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

5 . 証明 所有ライセンスの証明

[管理目標]

- 所有ライセンスが証明可能であること

正当なライセンスを所有していることを明確にするため、ライセンス証書などを保管・管理し、所有ライセンスを証明可能な状態にしておく。所有ライセンスが証明可能な状態でないと、必要なライセンスを適切に購入していてもライセンスを所有していないとみなされてしまう可能性がある。

管理要件	証明 1 所有ライセンスが責任者の管理下で適切に保管されていること
管 理 項 目	
アカウントドーピリティ	責任者の管理下にて、ライセンス証書、使用許諾証、契約書等を保管している
法的リスクの回避	ライセンス証書等の内容に誤りがないことを確認している
TCOの削減	証明が必要なライセンス証書等をすみやかに選択・提示できるよう整理して保管している
セキュリティ	

管理目的との関連			
アカウントドーピリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ

管理要件	証明 2 補助的な証拠が適切に保管されていること
管 理 項 目	
購入時の証憑書類を保管している	
購入時の購入履歴がある	
ユーザ登録をしている	
媒体等を保管している	
証明が必要なライセンスの証憑書類等をすみやかに選択・提示できるよう整理して保管している	

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

6 . 認識

ソフトウェア不正使用は不法行為であるとの認識

[管理目標]

- ソフトウェア不正使用は不法行為であるとの認識が浸透していること

ソフトウェア不正使用を未然に防止するために、ソフトウェア不正使用は不法行為であることを管理者及びユーザに認識させる。ソフトウェア不正使用は不法行為であるとの認識が組織内に浸透していないと、悪意なく気軽にソフトウェアの不正コピーなどが実施されてしまう可能性がある。

管理要件	認識 1 不正使用について警告、教育がされていること			
	管 理 項 目			
不正使用についての警告をしている				
不正使用についての教育を実施している				

管理目的との関連			
アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

7. 理解 ライセンス内容の理解

[管理目標]

- ライセンス内容が理解されていること

ソフトウェアを使用するにあたって法的問題を生じさせないために、ライセンス内容を管理者及びユーザに理解させる。ライセンス内容が理解されていないと、気付かぬうちに使用条件を逸脱した方法でソフトウェアが使用されてしまう可能性がある。

管理要件	理解 1 管理担当者にライセンス内容が理解されていること
管 理 項 目	
管理担当者はライセンス内容・使用条件を把握している	
契約書・使用許諾書の内容をいつでも参照できる状態にしている	

管理目的との関連			
アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ

管理要件	理解 2 ユーザにライセンス内容が理解されていること
管 理 項 目	
ライセンス内容・使用条件のユーザ教育・開示をしている	

--	--	--	--

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

8. 環境 不正を犯しにくい環境

[管理目標]

- ユーザが不正使用しにくい環境が構築されていること

ソフトウェア不正使用を未然に防止するために、ユーザが不正使用しにくい環境を構築する。ユーザが不正使用しにくい環境が構築されていないと、悪意の有無にかかわらず組織内で容易にソフトウェアの不正コピーなどが実施されてしまう可能性がある。

管理要件	環境 1 罚則規程についてユーザに認識させていること	管理項目	管理目的との関連
	ユーザからソフトウェア使用に関する誓約書をとっている 不正使用等が行われた場合の罰則規程を定めている		アカウンタビリティ 法的リスクの回避 TCO の削減 セキュリティ

管理要件	環境 2 不正発見時の対処が定められていること	管理項目	管理目的
	不正使用が発見された場合の対処方法を定めている		

管理要件	環境 3 ソフトウェアを搭載しているハードウェアの廃棄方法が適切であること	管理項目	管理目的
	ハードウェアが廃棄される場合、ソフトウェアをアンインストールしている		

管理要件	環境 4 インストールの権限者は制限され、個々の作業が責任者により承認されていること	管理項目	管理目的
	インストール担当者を限定している インストール作業の承認手続がある		: 管理項目が貢献する管理の目的 : 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

管理目的との関連			
管理要件	環境 5	インストール媒体・インストールイメージ ⁶ について、製品名、数量など必要な項目・内容が把握されていること	アカウンタビリティ 法的リスクの回避 TCO の削減 セキュリティ
管理要件	環境 6	インストール媒体・インストールイメージの増減、異動、残高、使用、貸出、返却が把握されていること	
		媒体・インストールイメージの増加が把握できる増加明細がある	
		媒体・インストールイメージの減少が把握できる減少明細がある	
		媒体の異動明細がある	
		媒体・インストールイメージの残高数量を把握している	
		媒体・インストールイメージの使用記録がある	
		媒体の貸出記録がある	
		媒体の返却記録がある	
	環境 7	インストール媒体・インストールイメージの記録を作成していくための体制及び仕組みが整備されていること	
		<正確性・網羅性>	
		媒体の棚卸結果と台帳を照合している	
		事業所等で分散管理されている場合、事業所の記録と全体の記録を照合している	
		<適時性>	
		適時に記録されている	
		<妥当性>	
		媒体の複製・廃棄、インストールイメージの作成・削除の申請が責任者により承認されている	
		媒体の使用、貸出、返却の申請が責任者により承認されている	
		台帳が責任者により承認されている	

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

⁶ インストールイメージ：サーバ等にセットされたソフトウェアのインストール元データをいう。通常のインストール媒体に記録されたインストール元データをそのままサーバにセットする場合もあるが、自組織用の設定情報等を附加したインストールイメージを作成しサーバにセットする場合もある。

管理目的との関連						
管理要件	環境 8	インストール媒体・インストールイメージの保管管理が適切に実施されていること	アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCOの削減	セキュリティ
管 理 項 目						
		媒体を保管場所より持出したときの記録がされており、返却管理をしている				
		インストール媒体・インストールイメージへのアクセスを制限している				
		媒体が廃棄される場合、第三者に利用されない方法で廃棄している				

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

9. 購コ 購入コストの削減

[管理目標]

- 購入コストの削減

TCO を削減するために、購入コストの削減といった観点からソフトウェア資産のコストを考える。購入コストを低減するための考慮がされていないと、非効率あるいは過剰なライセンス購入がされてしまう可能性がある。

管理目的との関連						
管理要件	購コ 1 購入方針が定められていること	管 理 項 目	アカウンタビリティ	法的リスクの回避	TCO の削減	セキュリティ
	コストを考えた計画的購入を実施している					
	購入計画を策定するときに必要となるソフトウェアに関する製品情報を入手している					
	コストを考えた適切なライセンス形態を選択している					
	コストを考えた業者選定をしている					
	無駄なライセンスを購入しない計画的購入を実施するために、インストールされたソフトウェアの使用実績を把握している					

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

10. 管理の効率化、コストの削減

[管理目標]

- 管理の効率化、コスト削減

TCO を削減するために、管理の効率化、管理コストの削減といった観点からソフトウェア資産のコストを考える。管理コストを低減するための考慮がされていないと、非効率あるいは過剰な管理作業が実施されてしまう可能性がある。

管理要件	管コ 1 管理しやすい環境が整備されていること	管理項目	管理目的との関連
		情報リテラシをあげるユーザ教育を実施している	アカウンタビリティ
		組織全体あるいは事業所・部署等で標準ソフトウェア ⁷ を設定している	法的リスクの回避
		ソフトウェアの選定時に管理方法を考慮している	TCO の削減
			セキュリティ

管理要件	管コ 2 管理方法は、手續の標準化、コンピュータシステムの利用など管理コスト削減について考慮されていること	管理項目	管理目的との関連
		手續が標準化されている	
		購入申請から購買までのワークフローをシステム化している	
		インストール作業にコンピュータシステム（リモートから一括して多数の PC にソフトウェアをインストールするツール等）を利用している	
		ハードウェアにインストールされているソフトウェアの棚卸にコンピュータシステム（PC のインベントリ情報を収集するツール）を利用している	
		台帳作成等にコンピュータシステムを利用している	

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

⁷ 標準ソフトウェア：標準ソフトウェアとは、組織として標準的に使用することを定めたソフトウェアをいう。（これは、排他的に特定ベンダーのソフトウェアを選定することを意味していない。複数のソフトウェアを選定することも考えられる。）

11. セキ

セキュリティ上の配慮

[管理目標]

- セキュリティ上の配慮がなされていること

ソフトウェアに起因するセキュリティ事故を発生させないために、セキュリティの観点からもソフトウェア資産管理を実施する。可用性について考慮されていないと、ソフトウェア資産を必要な時に使用できず、業務が滞り機会損失が発生する可能性がある。また、ソフトウェアのバグが放置されているなどのセキュリティ上の配慮がされていないと、ハッキング等のセキュリティ事故が発生する可能性がある。

管理要件	セキ 1 セキュリティ上必要な配慮がされていること	管 理 項 目	管理目的との関連
	コンピュータウィルス対策を実施している		アカウンタビリティ
	セキュリティを考慮した設定がされている		法的リストの回避
	バグフィックス等への対応を実施・記録している（パッチ等）		TCO の削減
	組織の方針に沿わないソフトウェア、不必要的ソフトウェアをインストールしない		セキュリティ

管理要件	セキ 2 ソフトウェアを必要な時に使用できること（可用性）	管 理 項 目	管理目的との関連
	ヘルプデスクなどソフトウェア資産管理についてのサポート体制が整備されている		
	標準的なソフトウェアについて、ユーザが申請してから提供までの標準リードタイムが設定されている		
	障害や互換性を考慮したソフトウェアの選定をしている		

: 管理項目が貢献する管理の目的

: 管理項目が副次的に貢献する管理の目的

APPENDIX

ソフトウェア資産管理基準の使用例

以下、ソフトウェア資産管理基準の使用例として3つのケースを想定して紹介する。

A) 管理体制整備のアクションプラン

ソフトウェア資産管理基準は前述のように、新規に管理体制を構築する場合の足がかりとして使用することができる。以下例1に掲げるように、ソフトウェア管理体制立ち上げプロジェクトのアクションプランの枠組みとして利用することにより、組織の管理体制整備に欠落が発生することを防止できる。

対象	項目	アクションプラン
ソフトウェア資産管理の方針	策定	7/1 ドラフトをリスク管理室で作成 7/10 承認
	通達	8/2 e-mail にて全従業員に送付
ソフトウェア資産管理規程	策定	6/20 情報システム部ドラフト提出期限 6/1 リスク管理室レビュー完了期限 8/20 管理規程の最終決定
	通達	6/27 管理職にコピーを配布、e-mail にて全従業員に遵守を呼びかける
	遵守	2月末 遵守状況の確認（内部監査と同時に実施） 3/3 - 3/25 遵守についての問題を関係各位召集して検討 4/1 社長より遵守徹底のための通達を発信
管理体制整備	体制	5/1 リスク管理室が主導して組織内管理体制を計画 5/15 情報システム部門が、運用手順マニュアルドラフト作成開始 6/1 ソフトウェア管理責任者の任命 6/3 ソフトウェア資産管理会議召集 6/10 ソフトウェア管理担当者の任命期限 6/20 管理体制と手順の暫定 6/25 ソフトウェア管理担当者のトレーニング 6/27 テスト運用開始 8/2 管理体制見直し 8/20 手順修正完了 9/1 運用開始
	教育	6/5 人事部との調整開始 7/1 第1回トレーニング

例1： ソフトウェア資産管理体制構築

B) 自己診断

ソフトウェア資産管理基準は、自己の組織における管理を診断するために利用できる。以下例2に掲げるように、それぞれの管理項目について現在行われている管理を対比させることにより実際の管理体制や運用方法についての理解を深めるとともに、不足部分を知ることができる。また、管理体制の見直し時には、修正が必要なポイントが判別しやすくなる。

対象	項目	チェック	備考
ソフトウェア資産管理の方針	策定		7/1 ドラフトをリスク管理室で作成、9/1 承認
	通達		9/3 e-mail にて全従業員に通達
ソフトウェア資産管理規程	策定		9/30 リスク管理室により策定
	通達		10/1 管理職にコピーを配布、e-mail にて全従業員に通達
	遵守	×	開発部門の一部で遵守されていない。 対策：部門長と来週会議
管理体制整備	整備		想定どおり機能している。 情報システム部門の人手不足により、ライセンス購入の要求について対応が十分にできていない。 対策：電子承認システムの導入を検討する
	教育	×	まだトレーニングに参加していない社員が多数いる 対策：人事と調整し、トレーニング参加を賞与査定の項目に追加することを検討

例2： ソフトウェア資産管理の自己チェックリスト

C) 監査の事前調査

ソフトウェアについての監査を迅速に遂行するために、事前に関係者から情報を収集する方法がとられる。一般にはアンケート、調査書、調査形式の質問を用意し、関係者にあらかじめ記入を求めるものであるが、ソフトウェア資産管理基準は、このような質問書を作成する場合の骨組みとして利用することができる。以下例 3 では、ソフトウェア資産管理基準にそのまま則る形式の質問票であるが、適宜必要書類等を添付させることにより、さらに濃い情報収集が可能となる。

対象	項目	返答
ソフトウェア資産管理の方針	策定しているか	添付資料（管理方針）を参照
	通達しているか	9/3 e-mail にて全従業員に通達 添付資料を参照
ソフトウェア資産管理規程	策定しているか	添付資料 A-3 を参照
	通達しているか	10/1 管理職にコピーを配布 同上、e-mail にて全従業員に通達 添付資料を参照
	遵守しているか	Yes
管理体制整備	体制は整備されているか	<ul style="list-style-type: none"> - リスク管理室が指揮監督機関 - 情報システム部門がソフトウェア資産管理と統括 - 各部門長がソフトウェア管理責任者として任命されており、管理単位のソフトウェア資産管理と統括する - 実際の管理作業は、管理単位（部門）で任命されたソフトウェア管理担当者が行っている。 添付資料（管理体制図）を参照
	教育は実施されているか	定期的に人事部門が著作権教育を実施している（年 2 回） ソフトウェア資産管理については、四半期に一回トレーニングがある。新入社員向けには、年一回上記の 2 つのトレーニングが同時に実施されている。

例 3 : 監査の事前アンケート